

広島県中学校吹奏楽連盟規約

第一条 本連盟は、広島県中学校吹奏楽連盟と称する。

第二条 本連盟は、広島県中学校の吹奏楽部で組織し、吹奏楽を通じて音楽教育の発展、情操の涵養、技術の向上を図ることを目的とする。

第三条 本連盟には、次の役員を置き、連盟の運営と事務処理を行う。

会長	1名	理事会で推薦する。
副会長	1名	理事会で推薦する。
理事長	1名	理事会で互選する。
副理事長	1名	理事会で互選する。
理事	若干名	加盟団体の会員の中から選出する。
事務局長	1名	理事の中から選出する。
事務局次長	1名	理事の中から選出する。
事務局員	若干名	理事長が任命する。
監査	若干名	総会で選出する。

第四条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1、会長は連盟を代表しこれを統括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその仕事を代行する。
- 3、理事長は理事会を統括する。
- 4、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその仕事を代行する。
- 5、理事は理事会を持ち、本会の企画運営にあたる。
- 6、事務局長、事務局次長は理事長を補佐し、連盟運営の事務処理をする。
- 7、事務局長は連盟の運営上、事務局次長を理事として推薦し、理事会の承認を求めることができる。
- 8、監査は会計の監査を行う。

第五条 本連盟に顧問及び参加をおくことができる。

第六条 役員の仕事は二年とし、再任を妨げない。

第七条 本連盟は次の事業を行う。

- 1、吹奏楽実技講習会
- 2、広島県中学校吹奏楽連盟 アンサンブルコンテスト

第八条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。

第九条 本連盟の運営は各加盟校連盟費及び事業収入その他をもってこれにあてる。

第十条 第九条の各加盟校の連盟費は年間2,600円とする。

第十一条 本規約の変更は理事会（総会）で行う。

※緊急時（総会の開催が難しい場合）は、理事会にて変更を行うこともできる。

第十二条 第七条の事業への参加は本連盟に加盟していなければ認めない。

附 則 本規約は昭和35年4月1日より実施する。

昭和42年5月20日改訂実施する。

昭和54年5月6日改訂実施する。（役員任期）

昭和62年5月17日 第三条 第四条 第七条 の一部改訂を行い、

第十三条～第十五条内容を附則に変更する。

平成3年4月1日より、第十条を改訂実施する。

平成16年6月6日より、第三条の一部改訂を実施する。

平成16年6月6日より、第四条の一部改訂を実施する。

平成17年6月4日より、第三条の一部、第十条改訂を実施する。

平成28年5月21日より 第十条の一部改訂を実施する。

令和元年6月8日より 第七条の一部改訂を実施する。

令和3年12月1日より 第十一条の一部改訂を実施する。